

## Webセンシング・ASPサービス利用約款

沖電気ネットワークインテグレーション株式会社（以下、「弊社」といいます）は、このWebセンシング・ASPサービス利用約款（以下、「本約款」といいます）に基づき、契約者に対して本サービスを提供します。

### （定義）

第1条 本契約において、用語の定義は次の各号に記載するとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、本約款に基づき弊社が契約者に対して提供する、各種センサ情報をネットワーク経由で収集するWebセンシング・ASPサービスをいうものとします。Webセンシング・ASPサービスの詳細は、別表「Webセンシング・ASPサービス詳細」（以下、「サービス詳細」といいます）に記載のとおりとします。
- (2) 「契約者」とは、本約款を承諾したうえ、弊社所定の手続きに従い本サービスの利用を申込み、弊社が当該申込みを承諾した者をいうものとします。
- (3) 「利用者」とは、契約者が本サービスの利用を申し込み、契約者が本サービスを通じて利用者IDを付与した者をいうものとします。
- (4) 「利用契約」とは、本約款に基づき弊社と契約者との間で締結する本サービスの利用に関する契約をいうものとします。
- (5) 「サービス開始日」とは、利用者が本サービスを利用可能となった日をいうものとし、具体的な開始日は利用契約において定めるものとします。
- (6) 「Webセンシング」とは、ASPサービスを利用した各種センサ情報をネットワーク経由で収集するシステムの総称をいうものとします。
- (7) 「ASPサービス」とは、弊社が提供するWebセンシング用サーバを利用するサービスをいうものとします。
- (8) 「ASPサービス契約」とは、弊社が契約者との間で締結するASPサービスに関する契約をいうものとします。
- (9) 「センサ」とは、温度・湿度・電力量など、計測の対象となる物理量を検知し、測定する装置をいうものとします。
- (10) 「GW」とは、センサで測定したデータをWebセンシング用サーバへ送信する装置をいうものとします。
- (11) 「測定データ」とは、センサで収集したデータをいうものとします。

### （利用契約）

第2条 利用契約は、申込者が本約款の内容に同意するとともに、弊社所定のWebセンシング・ASPサービス利用申込書（以下、「利用申込書」といいます）に申込者が必要事項を記入のうえ弊社に申込み、弊社が当該申込みに対して、Webセンシング・ASPサービス利用承諾書を交付する方法により成立するものとします。

2. 利用契約には、システム構成（GW、センサ）、利用料金、サービス開始日、契約期間、支払条件その他必要な事項が規定されるものとします。
3. 利用契約において本約款と異なる定めがある場合は、利用契約規定の条件が本約款に優先して適用されるものとします。

4. Webセンシングのシステム構成に変更がある場合、契約者は弊社所定のWebセンシング・ASPサービス変更依頼書（以下、「変更依頼書」といいます）に必要事項を記入のうえ弊社に申込み、弊社が当該申込みに対して、Webセンシング・ASPサービス変更承諾書を交付する方法により成立するものとします。

#### （サービス開始日と契約期間）

第3条 弊社は、サービス開始日から本サービスを提供するものとします。

2. 利用契約にて定める契約期間の起算日は、利用申込書に対して弊社が承諾した日の翌月1日とし、契約期間は1年間とします。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までに弊社、契約者いずれかの書面による利用契約終了の意思表示がないかぎり、利用契約は自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。
3. Webセンシングのシステム構成の変更にて、利用料金に変更になる場合、契約者の変更依頼書に対して弊社が承諾した日の翌月1日から当該変更後の利用金額が適用され、契約期間満了日まで有効とします。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までに弊社、契約者いずれかの書面による利用契約終了の意思表示がないかぎり、利用契約は自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。
4. 利用契約の有効期間が満了する前に、契約者より解約の依頼を弊社が受け、本サービスの利用契約を解約する場合、契約者は残りの利用契約期間の利用料金全額を支払うものとします。

#### （本約款の変更）

第4条 弊社は、必要に応じて本約款を随時変更することができるものとします。また、本約款を変更した場合には、弊社が適当と判断する方法で、契約者に通知するものとし、弊社が契約者に通知を発送した時点より、変更後の約款が適用されます。

#### （利用申込みの拒絶）

第5条 弊社は、利用契約の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用申込みを拒絶することができるものとします。

- (1) 申込者が利用申込時に虚偽の事実を記載したとき
  - (2) 申込者が利用申込みにかかる契約上の義務を怠るおそれがあるとき
  - (3) 合理的理由に基づき、弊社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき
  - (4) 前各号に定めるほか、本サービス利用の申込みを承諾することが技術上または弊社の業務遂行上相当の支障があるとき
2. 前項の規定により、本サービスの利用の申込みを拒絶した場合には、弊社は申込者に対して弊社が適当と判断する方法で、その旨を通知するものとします。

#### （利用管理者）

第6条 契約者は、本サービスの利用申込時に利用管理者1名を定め、その氏名および連絡先等を利用申込時に弊社に通知するものとします。

#### （ユーザIDおよびパスワードの通知）

第7条 弊社は、利用契約後、速やかに利用管理者に対し本サービス用の利用に必要な顧客IDおよび

び利用者ID（以下、併せて「ユーザID」といいます）ならびにパスワードを通知するものとします。なお、利用管理者は弊社のウェブサイトへの初回ログイン時に、パスワードを変更するものとします。

（利用者IDの付与）

第8条 利用管理者は、利用者が本サービスを利用する際に必要な利用者IDを自由に付与することができるものとします。

（ユーザIDおよびパスワードの管理）

第9条 利用者は、本サービスの利用にあたりユーザIDおよびパスワードの使用および管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより生じた損害は契約者が負担するものとし、弊社はいかなる責任も負わないものとします。

2. 利用者は、ユーザIDおよびパスワードを利用者以外の第三者に利用させ、貸与、譲渡、売買等いかなる処分もしてはならないものとします。
3. 契約者は、ユーザIDおよびパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を弊社に連絡するとともに、弊社から指示がある場合には、これに従うものとします。

（サービス詳細の変更）

第10条 弊社は、事前に弊社のウェブサイトに掲載することにより、サービス詳細の内容につき、変更、廃止等を行うことができるものとします。

（本サービスの中断）

第11条 弊社は次の各号の一に該当した場合には、原則として電子メールの送信、または弊社ウェブサイトへの掲載等の方法をもって契約者に通知することにより、本サービスの提供をその必要となる期間、中断または一時停止することができるものとします。

- (1) 通信設備の保守もしくは工事、電力供給の中断または通信網の障害等やむを得ない事由による場合
- (2) 弊社が本サービス用サーバの保守のために当該サーバを停止させる場合
- (3) 天災地変その他、弊社の責に帰すことができない事由による場合
- (4) 契約者が本契約に基づく債務を履行しない場合

（Webセンシング用機器等の設置および維持）

第12条 契約者は、本サービスを利用するために必要となるGW・センサ・パソコン等（以下、「Webセンシング用機器等」といいます）を、自己の責任と費用負担において用意するものとします。

（インターネットへの接続）

第13条 本サービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイヤルアップIP接続サービス利用契約の締結、または専用回線サービス利用契約の締結等、契約者のWebセンシング用機器等をインターネットに接続するための手段を契約者の責任において

用意するものとします。

(経路等の障害)

第14条 弊社は、本サービスの提供に際して弊社が利用する電気通信事業者の設備の故障等により、契約者が本サービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

(利用者の利用条件)

第15条 契約者は、利用者に本サービスを利用させるにあたっては、本約款に基づき課せられた義務を遵守させるものとします。

(利用料金の支払い)

第16条 契約者は、弊社が指定する期日、方法を記載した請求書に従い、次の各号のいずれかにより利用料金を支払うものとします。

(1)契約者は、利用申込書にて申込みをする際、口座振替を選択した場合には、弊社所定の預金口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ弊社に提出し、契約期間の利用料金を毎月支払うものとします。ただし、支払いに必要な振替手数料その他の費用は、弊社が負担するものとします。

(2)契約者は、利用申込書にて申込みをする際、現金振込みを選択した場合には、弊社所定の口座宛に振り込むことにより、契約期間の利用金額全額を前払いで支払うものとします。ただし、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者が負担するものとします。

2. 契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、弊社には一切の責任がないものとします。

(遅延利息)

第17条 契約者は、利用料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で算出した額を、遅延利息として弊社が指定する期日までに支払うものとします。

(変更の届出)

第18条 契約者は、住所、電子メールアドレスその他弊社への届出内容に変更があった場合は、速やかに弊社に対しその旨を書面にて通知するものとします。

2. 契約者が前項の通知を怠ったことにより、本サービスの利用に支障が生じたとしても、弊社は何ら責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第19条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

(1)弊社または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為

(2)本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為

- (3)弊社または第三者を誹謗し、中傷または名誉を傷つけるような行為
- (4)有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
- (5)弊社または第三者の財産、プライバシーを侵害または侵害するおそれのある行為
- (6)弊社のサーバまたはその他の設備に過大な負荷を与えるような行為
- (7)本約款の他の規定に反する行為
- (8)その他法令に違反または違反するおそれのある行為

- 2. 弊社は、契約者が前項各号の一に該当する行為を行っているか、または該当行為を行うおそれのあると判断した場合、契約者および利用者に事前通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止させることができますものとします。

(測定データの利用目的)

第20条 弊社は、測定データにつき、本サービスの円滑な提供、利用料金の請求およびサービスの向上を目的とした調査、検討、企画等の目的のために統計データとしてのみ利用するものとし、その他の目的には一切使用しないものとします。

(秘密保持)

第21条 契約者および弊社は、事前に相手方から同意を得た場合または法令の規定に基づき開示を求められた場合を除き、相手方から秘密である旨を表示されたうえで開示された情報(以下、「秘密情報」といいます)、個人情報保護法第2条に該当する個人情報および測定データ(以下、合わせて「秘密情報等」といいます)を本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用せず、第三者に開示、漏洩しないものとします。

- 2. 前項にもかかわらず、秘密である旨明示され、口頭により開示された情報は、開示された後10日間秘密情報として取り扱われ、当該10日間の間に開示した当事者が秘密である旨明記した書面により相手方にあらかじめ提示した情報については、秘密情報として取り扱うものとします。
- 3. 第1項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
  - (1)開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
  - (2)契約者または弊社が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
  - (3)第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
  - (4)相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの
- 4. 第1項にもかかわらず、弊社は契約者の秘密情報を本サービス遂行の目的に限り弊社の指定する第三者に開示することができるものとします。
- 5. 契約者および弊社は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、相手方の秘密情報等に関して直ちにすべての書面その他の有体物(複製物を含む)を返還し、消去または破棄するものとします。また、契約者および弊社は、相手方の秘密情報等を消去または破棄した場合には、直ちに相手方に対して報告書を提出するものとします。
  - (1)本サービスが完了した場合
  - (2)相手方が返還、消去または破棄を要求した場合
  - (3)利用契約が終了した場合

6. 本条に定める秘密情報に対する秘密保持義務は、利用契約終了後3年間有効に存続するものとします。また、本条に定める個人情報に対する秘密保持義務は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

(再委託)

第22条 弊社は、本サービスの一部または全部を、第三者に再委託できるものとします。この場合、弊社は、第21条にかかわらず、第21条に定めるのと同等の義務を当該第三者に課したうえで、当該第三者に対し秘密情報または測定データを開示できるものとします。

(損害賠償)

第23条 弊社は、弊社の責に帰すべき事由により、契約者に損害を与えた場合、契約者に現実に発生した損害につき、当該損害の直接の原因となったサービスの利用料金月額相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、弊社の予見の有無を問わず、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益等については、弊社は賠償責任を負わないものとします。

2. 本サービスの提供が第三者の知的財産権を侵害したという事由で、契約者が第三者より請求を受けた場合には、契約者が次の各号全ての要件を満たすことを条件として、弊社の責任と費用負担にて当該請求を処理解決するものとします。

(1) 第三者からの請求を受領した後、速やかに弊社に対し、請求の事実および内容を通知すること

(2) 第三者との交渉または訴訟の遂行に関し、弊社に紛争解決の実質的な権限を付与するとともに、必要な協力を行うこと

3. 前項にもかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、弊社は一切責任を負わないものとし、契約者が責任をもって紛争を解決するものとします。

(1) 契約者が本サービスを改造、改変した結果問題となる場合

(2) 他の部品、装置（ソフトウェアを含む）との組合せが問題となる場合

(3) 第三者との間に発生した紛争が、契約者または第三者に起因する場合

(免責)

第24条 弊社は、本サービスが有用であること、本サービスが契約者の特定の利用目的を満たすものであることおよび本サービスの利用結果についてはいかなる保証も行わないものとします。

2. 弊社は、測定データの完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとし、測定データの瑕疵により本サービスに瑕疵が生じたとしても弊社は一切責任を負わないものとします。

3. 弊社は、前条に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の請求原因を問わず賠償の責任を負わないものとします。

(本サービスの中止)

第25条 弊社は、契約者が本約款に基づく債務を履行しない場合には、相当の期間を定めて履行の

催告を行い、なおも履行がなされないときは、書面による通告をもって本サービスの提供を中止できるものとします。

2. 前項にかかわらず、契約者が次の各号の一にでも該当した場合には、弊社は何らの通知催告を要せず、本サービスの提供を中止できるものとします。
  - (1) 支払いの停止または破産、会社更生、特別清算もしくは民事再生手続の申し立てがあったとき
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (3) 仮差押、差押、仮処分または競売手続の開始があったとき
3. 契約者が前2項に該当した場合、契約者が弊社に対して負担する一切の金銭債務は当然に期限の利益を失い、契約者は直ちに当該金銭債務を弊社に弁済するものとします。

(本サービスの終了後の取扱い)

第26条 利用契約が終了した場合、弊社はユーザIDおよびパスワードを無効化し、本サービス用サーバに蓄積されている測定データを消去するものとします。

(管轄裁判所)

第27条 本サービスの利用に関して、弊社と契約者との間に、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第28条 本約款に定めのない事項または本約款の履行につき疑義が生じた場合には、契約者および弊社は誠意を持って協議し、円満解決を図るものとします。

(準拠法)

第29条 本約款には、日本国の法律が適用されるものとします。

付 則

本約款は、平成21年9月17日より施行されるものとします。